



# 愛西市出産・子育て応援事業

(伴走型相談支援および出産・子育て応援給付金)

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的な支援（出産・子育て応援ギフト）を一体として実施します。



## ◆ 出産・子育て応援ギフト対象者（申請できる方）

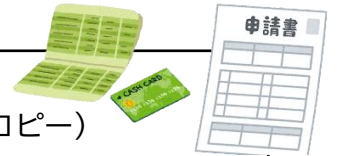
対象者	対象ギフト	申請時期・申請方法
妊娠届出をした妊婦	出産応援ギフト (妊娠1回につき5万円)	妊娠届出の際、 <u>妊婦本人と面談後</u> 、申請書を配付し、その場で記入し申請
出産した子どもの養育者（ <u>養育者に産婦が含まれる場合は産婦</u> ）	子育て応援ギフト (子ども一人につき5万円)	生後2か月頃の「赤ちゃん訪問」の際に、乳児の養育者と面談後、申請書を配付健康推進課（佐屋保健センター）へ提出してください

※妊娠届出後、流産等で継続しなかった場合も、出産応援ギフトの対象となります。

また、出産後にお子さまが亡くなった場合も、子育て応援ギフトの対象となります。

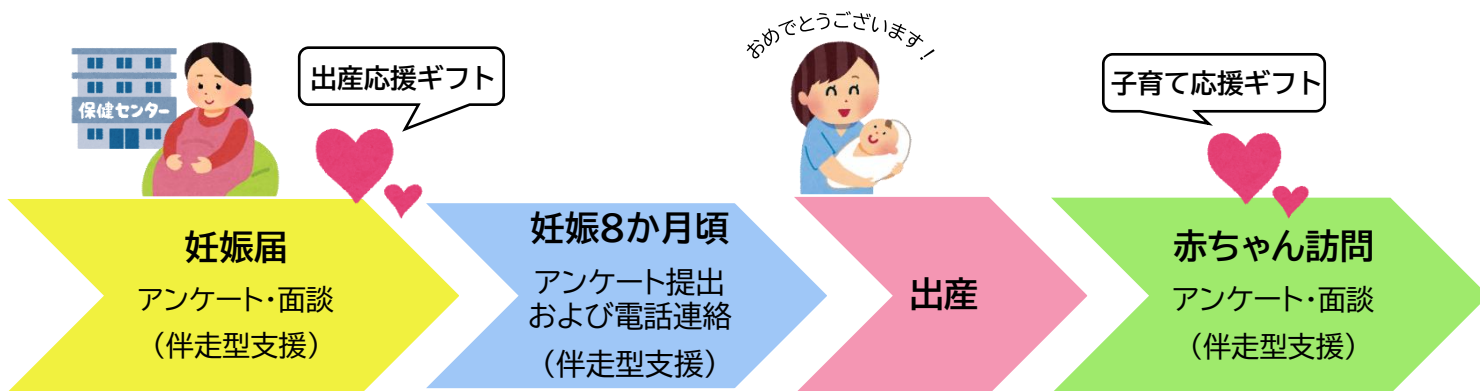
## ◆ 申請に必要なもの

- ① 出産応援ギフト申請書・子育て応援ギフト申請書（該当するもの）
- ② 振込先口座が確認できる書類（通帳の表紙裏面、キャッシュカード等のコピー）
- ③ 申請者本人を確認できる書類（マイナンバーカード表面、運転免許証、健康保険証等のコピー）



## ◆ 伴走型相談支援について

保健師と一緒に出産・育児の見通しを立て、必要な支援につなげるための面談等を行います。



出産・子育て応援ギフトは、愛西市の伴走型相談支援を受けることが支給の要件となります。

## よくある質問 Q&A

### 妊娠届出後や出産後の転出について

#### Q妊娠届出後や出産後に転出した場合、出産・子育て応援ギフトはどうなりますか？

A 申請日時点の住所地（転出先の市区町村）で「出産応援ギフト」あるいは「子育て応援ギフト」を受け取れます。愛西市で面談を受けた後に転出した場合は、申請者の希望に応じて、愛西市が転出先の市区町村のいずれかで受け取ることができます（転出先で受け取る場合は、転出先の市区町村で改めて面談を受ける必要があります）。

（妊娠届出の際に、ギフトの申請の前に転出を予定している方は、お知らせください）

#### ※注意※

どちらの応援ギフトも、同一の妊娠・出産による給付について、複数の市町村から二重に受けることはできません。また、自治体によって給付形態（クーポン、カタログギフト、現金等）が異なる場合もあります。

### 面談について

#### Q里帰り出産のため、愛西市で出産後の訪問・面談を受けることができません。

A 長期間の里帰り等、ご事情がある場合はご相談ください。里帰り先の市区町村に訪問依頼等の対応をさせていただきます。訪問・面談終了後に、申請書を郵送させていただきます。

### 給付金の受け取りについて

#### Q申請する際に指定する銀行口座は、ギフトの対象者名義に限定されますか？

A 申請者名義の口座への振り込みが原則です。ギフト対象者が銀行口座をお持ちでない場合は、ご相談ください。

#### Q申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？

A 申請を受理してから、おおむね1～2か月後に指定口座に振り込みます。ただし、申請書の添付書類に不備があった場合等は除きます。また市から振り込みの通知はありません。申請書類を提出してから2か月以上経過しても振り込みされない場合には、お問い合わせください。

### 申請・問い合わせ先

愛西市役所健康子ども部健康推進課(佐屋保健センター)

TEL:0567-28-5833 FAX:0567-28-8001

平日(祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時15分

E-mail:kenko@city.aisai.lg.jp

